

過去の事件と裁判

昭和23年(訴)第1号 罷免訴追事件 (静岡地方裁判所浜松支部判事)
● 訴追事由 (昭和23年7月1日訴追) ①知人の弁護士と商用等のため旅行するにあたって無断欠勤したこと、②その知人の商取引に関与した上、その取引がヤミ物資の取引として警察に摘発されたことを知って自ら警察署に出向き、不問に付すよう迫った。 ● 弾劾裁判所の判断 (昭和23年11月27日判決) 不罷免 ：①については、形式的には無断欠勤であったが、弾劾法2条1号の事由にあたりとまではいえない、②については、裁判官としての品位を辱める行為ではあるが、一社会人としての行為であり、その言動の程度などを考慮すると、同条2号の事由にあたりとまではいえないとした。

昭和23年(訴)第2号 罷免訴追事件 (大月簡易裁判所判事)
● 訴追事由 (昭和23年12月9日訴追) ①ヤミ販売目的の繊維製品の所持の容疑による知人宅の搜索に先立ち、「家宅搜索があるかもしれないから、織物類でもあれば隠した方がよい。」と告げた、②略式命令を受けた被告人に正式裁判を申し立てさせた上、その事件を担当裁判官との交渉により自分の担当に振り替えさせて処理した。 ● 弾劾裁判所の判断 (昭和25年2月3日判決) 不罷免 ：①については、勾留された知人の妻との会話の中で、「搜索があるかもしれない。」と告げたことは認められるが、「隠した方がよい。」とは言っておらず、親しい知人であったことなどを考慮すると人としてやむを得なかった、②については、世間に疑惑を抱かせる虞のある行為ではあるが、著しく重大な事項とはいえないと判断し、いずれも弾劾法2条各号にあたりないとした。

昭和30年(訴)第1号 罷免訴追事件 (帯広簡易裁判所判事)	／ 昭和31年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
● 訴追事由 (昭和30年8月30日訴追) ①事件の迅速な処理を怠り、略式命令請求事件395件を失効させた、②あらかじめ署名押印した逮捕状等の用紙を職員に預け、その結果、職員が勝手に令状を発付していた、③交通違反事件の被告人を違法に勾引した、④知人の民事紛争の相手方を裁判所に呼び出して早期解決を勧告するなどして民事紛争に介入した。 ● 弾劾裁判所の判断 (昭和31年4月6日判決) 罷免 ：①から④の事実を認定し、①から③については弾劾法2条1号、④については同条2号にあたり、裁判外の事務に忙殺されていたことなどを考慮しても、判決結果を左右しないとした。	
● 資格回復請求 (昭和31年5月15日請求) 罷免の裁判において、①これまで職務に精励してきたことや多くの嘆願書など、自己に有利な情状が十分に考慮されなかったこと、②事実の真相が十分に究明されなかったこと、③罷免により収入が絶え、再就職も困難で生活に困窮していることを理由として請求。 ● 弾劾裁判所の判断 (昭和31年7月11日決定) 請求棄却 ：(書面審理) ①については、弾劾裁判には刑事裁判の執行猶予に相当する制度はなく、罷免の事由に関する情状以外の情状は考慮されない、②については、審理は十分尽くされている、③については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたりないとした。	

昭和32年(訴)第1号 罷免訴追事件 (厚木簡易裁判所判事)	／ 昭和33年(回)第1号 資格回復裁判請求事件 ／ 昭和33年(回)第2号 資格回復裁判請求事件 ／ 昭和37年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
● 訴追事由 (昭和32年7月15日訴追) ①自分の担当する調停事件の一方の当事者から、調停委員と共に、1人当たり約800円以上の酒食の提供を受け、②その事実について何者かが裁判所に投書していることを知り、その当事者に働きかけて事実を隠蔽しようとした。 ● 弾劾裁判所の判断 (昭和32年9月30日判決) 罷免 ：①、②の事実を認定し、①については、裁判の公正を疑わしめ、司法の権威を失墜させ、②については、自分の非行を隠蔽しようとしたものであり、裁判官の態度としては遺憾であり、いずれも弾劾法2条2号にあたりとした。	
● 資格回復請求・1 (昭和33年3月15日請求) ①請求者は、罷免の訴追を受ける前に辞表を提出していたのに、これが最高裁に届けられないまま放置されたために依願退官ができず、その結果、罷免の訴追を受けることになったこと、②罷免の結果、職を失い路頭に迷っていることを理由として請求。 ● 弾劾裁判所の判断・1 (昭和33年3月25日決定) 請求棄却 ：(書面審理) ①については、罷免の事由以外の情状であり、弾劾裁判において考慮することはできない、②については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたりないとした。	
● 資格回復請求・2 (昭和33年10月21日請求) 罷免の判決は、事実認定を著しく誤っており、真相を証明する新たな証拠があるとして、請求者自身の供述調書などの証拠を添えて請求。 ● 弾劾裁判所の判断・2 (昭和34年2月10日決定) 請求棄却 ：(書面審理) 請求者提出の証拠はいずれも罷免の事由がないことの明確な証拠にはあたらないし、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたる事情もないとした。	
● 資格回復請求・3 (昭和37年10月9日請求) 罷免の判決から5年を経過し、その間、謹慎し、刑罰その他社会的非難を受けることもなく、厳粛な生活をしてきたこと、資格が回復されたときは余命を弁護士として人権擁護、社会福祉に捧げたいことを理由として請求。 ● 弾劾裁判所の判断・3 (昭和38年2月4日決定) 資格回復 ：(非公開、証人2人及び請求者尋問など) 罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が今後再び、かつて弾劾されたような過ちを犯すことはないであろうと認定でき、相当とする事由があったとした。	



おにまる ぎ さい
鬼丸義齊裁判長

裁判員の使命

昭和23年に弾劾裁判所初代裁判長として鬼丸義齊参議院議員が互選されました。鬼丸裁判長は、開庁式における式辞の中で、「弾劾裁判所は、司法権の独立と主権在民の関係において新たに設けられた憲法上の機関であり、私ども裁判員は、この意義ある弾劾裁判所の裁判員に選任されたことを心から光栄とし、併せてその責任の重大さを痛感する。ところで、この裁判官弾劾制度は、制度の存在自体に重大な価値があるもので、従って、弾劾裁判所は、本来開店休業が望ましいのであるが、しかし、ひとたび罷免の訴追事件を受理したときは、司法の公正と尊厳を維持するため、厳正公正にこれを審理裁判し、もって負荷の大任を果たさなければならないのである。」と裁判員の使命を明らかにしています。その後、弾劾裁判所は歴史を積み重ね、歴代の裁判長も延べ90人を超えましたが、初代裁判長の使命感は全ての裁判員に脈々と引き継がれています。

昭和52年(訴)第1号 罷免訴追事件 (京都地方裁判所判事補兼京都簡易裁判所判事)	／ 昭和57年(回)第1号 資格回復裁判請求事件 昭和59年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
●訴追事由 (昭和52年2月2日訴追) 前内閣総理大臣の関係する汚職事件の捜査が進行しているさなか、検事総長の名前をかたり、不当な指揮権発動の言質をとろうとして現職内閣総理大臣に対してかけられた謀略電話の録音テープを、もしその内容が報道されれば前記の捜査はもとより、政局にも大きな影響を与えるであろうことを十分認識しながら、これを新聞記者に聞かせた。 ●弾劾裁判所の判断 (昭和52年3月23日判決) 罷免：訴追事由の事実を認定し、このような行為は、あまりにも深く政治に関与し、国民の信頼に背いたもので、弾劾法2条2号にあたるとした。	
●資格回復請求・1 (昭和57年3月24日請求) 罷免の判決から5年を経過し、その間、留学するなどして法律家としての研鑽に務めたこと、刑事責任を果たし、社会的制裁も十分に受けたことなどを理由として請求。(昭和57年8月25日、本人により取り下げられた。)	
●資格回復請求・2 (昭和59年10月17日請求) 罷免事由について十分反省し、罷免後8年にわたり真面目に生活し再起に励んでいること、社会的制裁を十分に受けたことなどを理由として請求。 ●弾劾裁判所の判断 (請求2につき) (昭和60年5月9日決定) 資格回復：(公開法廷、証人2人及び請求者尋問など) 罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が留学するなどして法学の勉強を続け、法律家としての再起を望んでいること、他に適当な生計の道もないこと、罷免後非行のないことなどが認定でき、相当とする事由があったとした。	

昭和56年(訴)第1号 罷免訴追事件 (東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事)	／ 昭和61年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
●訴追事由 (昭和56年5月27日訴追) 自分の担当する破産事件の破産管財人である弁護士からゴルフクラブ2本、ゴルフ道具1セット、キャディバッグ1個及び背広2着の供与を受けた。 ●弾劾裁判所の判断 (昭和56年11月6日判決) 罷免：訴追事由の事実を認定し、これらは被訴追者が積極的に要求したものではないこと、被訴追者が苦学力行の人であり、日頃は裁判官として職務に精励していたこと、深く反省していることなどを考慮しても許されることではなく、弾劾法2条各号にあたるとした。	
●資格回復請求 (昭和61年11月8日請求) 罷免の判決から5年を経過し、その間、法律事務所の嘱託として誠実に勤務し、自省、謹慎の生活を送り、破産法の判例研究書を著すなど研鑽も積んできたことを理由として請求。 ●弾劾裁判所の判断 (昭和61年12月25日決定) 資格回復：(書面審理) 罷免の裁判から5年を経過しており、請求者の主張する事実が認定でき、相当とする事由があったとした。	

平成13年(訴)第1号 罷免訴追事件 (東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事(東京高等裁判所判事職務代行))
●訴追事由 (平成13年8月9日訴追) 14歳から16歳の少女3人に対し、現金の供与を約束して、ホテルやカラオケボックスでわいせつな行為をするなどし、児童買春行為を行った。 ●弾劾裁判所の判断 (平成13年11月28日判決) 罷免：訴追事由の事実を認定し、児童買春行為によって有罪判決が確定しても弾劾裁判を経るまで当然には失官しないとした上、訴追事由の事実と被訴追者の行為が社会に与えた影響などを考慮し、被訴追者は国民が裁判官に期待する良心が一片でもあれば行い得ないような行為を重ね、司法に対する信頼は限りなく揺らいだとして、被訴追者がいかに反省を示しても、失われた司法の信頼を回復するためには弾劾により罷免するほかなく、弾劾法2条2号にあたるとした。

平成20年(訴)第1号 罷免訴追事件 (宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮簡易裁判所判事)	／ 平成28年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
●訴追事由 (平成20年9月9日訴追) 裁判所職員の女性に対し、その行動を監視していると思わせたり、名誉や性的羞恥心を害したりするような内容のメールを繰り返し送信し、ストーカー行為をした。 ●弾劾裁判所の判断 (平成20年12月24日判決) 罷免：訴追事由の事実を認定し、平成13年(訴)第1号事件判決と同様、在任中に禁錮以上の刑が確定しても、弾劾裁判を経るまでは失官しないとした上で、被害女性の人権を踏みこじる卑劣な行為で、裁判官としての良心や品位はみじんも感じられず、国民の信頼に対する背反以外の何物でもなく、国民の司法に対する信頼は大きく揺らいだなどとして、弾劾法2条2号にあたるとした。	
●資格回復請求 (平成28年4月8日請求) 罷免後7年以上真面目に生活し、その間、真摯に反省した結果、残された人生を社会的弱者を支援する弁護士として社会貢献していきたいことを理由に請求。 ●弾劾裁判所の判断 (平成28年5月17日決定) 資格回復：(非公開、書面審理及び請求者尋問) 罷免の裁判から7年以上を経過しており、その間、自己の過ちを深く反省し、法的素養と経験を生かしつつ弁護士として社会に貢献していきたいという確固たる意志を有するに至ったことなどから、人格の改善が認められ、相当とする事由があったとした。	

平成24年(訴)第1号 罷免訴追事件 (大阪地方裁判所判事補)
●訴追事由 (平成24年11月13日訴追) 走行中の電車内において、乗客の女性に対し、携帯電話機を用いて、そのスカート内の下着を動画撮影する方法により盗撮した。 ●弾劾裁判所の判断 (平成25年4月10日判決) 罷免：訴追事由の事実を認定し、このような行為は、女性の性的羞恥心を著しく害する悪質かつ卑劣な行為であり、被訴追者には、裁判官として有するべき人権意識、特に女性の人権を尊重しようとする意識が欠如していると言わざるを得ず、国民が裁判官に寄せる尊敬と信頼に対する背反行為に該当するなどとして、弾劾法2条2号にあたるとした。